

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている（1）電気の供給を受ける契約、（2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約、（3）船舶の調達に係る契約、（4）-1 建築物の設計に係る契約、（4）-2 建築物の維持管理に関する契約、（4）-3 建築物の改修に係る契約並びに（5）産業廃棄物の処理に係る契約に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

（1）電気の供給を受ける契約

【国立歴史民俗博物館】

概要	契約種別	高圧・特別高圧
	契約期間	令和5年10月～令和6年9月
	契約月数	12ヶ月
	契約方式	一般競争入札（裾切り方式）
環境配慮契約	評価項目 （二酸化炭素排出係数以外）	未利用エネルギー活用状況 再生可能エネルギーの導入状況 需要家への情報提供
環境配慮契約 契約事業者	情報開示方法	パンフレット
	未利用エネルギー活用状況	1.910%

	再生可能エネルギー導入状況	8.4%
	実績年度	令和3年度

- (2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約 該当無し
- (3) 船舶の調達に係る契約 該当無し
- (4) -1 建築物の設計に係る契約 該当無し
- (4) -2 建築物の維持管理に関する契約 該当無し
- (4) -3 建築物の改修に係る契約 該当あり (1件：省エネ改修事業)
- (5) 産業廃棄物の処理に係る契約 該当無し